

条件変更対応保証制度のご案内

(平成21年12月15日より取扱中)

これまで公的金融とお取引のない方でも、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

《制度概要》

- (1) 保証割合 40% (借入れ金額に対して)
- (2) 保証期間 延長含め、最長3年
- (3) 保証料 保証金額に対し、年2.20%
- (4) 保証限度額 2億8000万円
- (5) 取扱期間 平成25年3月31日まで
- (6) ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくこととなります。

本制度は、原則として、※公的金融（日本公庫、商工中金、信用保証協会）を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。

※公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含みます。

具体的にどのようなケースで利用できるのか、他の制度は利用できないのか等、ご不明な点があれば、下記の当協会申込担当部署までお問合せ下さい。

最新の情報は中小企業庁ホームページ (<http://chusho.meti.go.jp/>) からご覧になれます。

本制度の申込担当部署は、下記のとおりとなっております。

個別案件のご相談につきましては、事前に下記の部署までお問合せ下さい。

★★ 本制度に関する申込担当部署 ★★

本 所：経営支援課	電話番号：073-433-9704
田辺支所：業務課	電話番号：0739-22-4666

※保証協会及び金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

あらかじめご了承下さい。